ひとり親家庭等の日常生活支援事業

この制度は、様々な事由により日常生活に支障が生じている場合や、生活環境等の激変により日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合に、支援員を派遣するなどして、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的としています。

ASAHIKAWA CITY

対象者

１　旭川市に住民登録しているひとり親家庭（離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象）又は寡婦であって、次の事由に該当し一時的に日常生活に支障が生じていると認められる家庭。
⑴「生活環境等の激変」
⑵「疾病等」例：疾病、出産、冠婚葬祭、出張、残業、学校等の行事の参加等
⑶「技能習得等」例：技能習得のための通学、就職活動等

２　旭川市に住民登録している、乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定労働時間の就業を除く。）で定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭。

※原則として支援の時間数は１か月あたり４０時間を限度とします。
※ただし、これを超える支援を必要とする方はご相談ください。

申請（事前登録）に必要なもの

１　ひとり親家庭等であることが確認できるもの
○戸籍謄本
※　児童扶養手当を受給している方、または、ひとり親家庭等医療費助成を利用している方は不要です。

２　身分証明書（運転免許証、パスポート等顔写真つきのもの）
※顔写真つきの証明書をお持ちでない方は、ご相談ください。

［お問い合わせ先］
旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課
住所：〒070-8525
旭川市７条通９丁目　総合庁舎３階
電話：0166-25-9107

支援の種類

支援は、生活援助と子育て支援の２種類があります。支援できる内容は、乳幼児の保育、児童の生活指導、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買物、医療機関等との連絡、その他必要な用務です。

	生活援助	子育て支援
支援内容	家事、介護その他の日常生活の支援	保育サービス及びこれに附帯する支援
支援の実施場所	利用者の居宅 ※利用者が在宅しているときに限ります。利用者が不在となるときは、子育て支援になるため、利用者宅で支援を受けることはできません。	ア　支援員の居宅 イ　その他適切な場所
支援員の資格等	訪問介護員（ホームヘルパー）３級以上、介護福祉士、または看護師のうちいずれかの資格を有する者	①保育士、幼稚園教諭普通免許、または看護師のうちいずれかの資格を有する者 ②旭川市が定める研修をおおむね修了した者

※生活援助は原則として、利用者が疾病その他やむを得ない状態にあるときに限ります。

支援可能な時間帯

時間外、休日、夜間にも支援を行います（ただし、事前の申し込みが必要です）。また、子育て支援については、宿泊も可能です。時間帯区分については次のとおりです。

	生活援助	子育て支援
深夜、早朝以外 （通常勤務時間）	９時～１８時	９時～１８時
早朝、夜間等	１８時～翌９時	６時～　９時 １８時～２２時
宿泊	―	２２時～翌６時

利用者負担金

支援を受けた方の世帯の状況に応じて、次の負担金を旭川市に納めていただきます。

利用世帯の区分		利用者の負担額（1時間あたり）	
		生活援助	子育て支援
A	生活保護世帯	０円	０円
B	児童扶養手当受給　又は 児童扶養手当支給水準の世帯		
C	上記以外の世帯	３００円	１５０円

※子育て支援について

ア　宿泊　　①児童１人の場合の負担額の４時間分となります。
　　②児童が２人以上のときは『上記①の負担額×児童数』となります。

イ　宿泊以外　③『時間数×１時間あたりの負担額』となります。
　　④児童が２人以上のときは、２人目から１時間あたりの負担額の半額となります（１０円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。）。

※登録できる期間は８月１日（又は登録した日）から、翌年の７月末日までの１年間です。
引き続きご利用になる場合は、更新手続きを行ってください（７月中旬から受付します）。

事前登録から支援までの流れ

１ **「登録」**
ご利用には事前の登録が必要です。市役所総合庁舎３階、子育て助成課で登録手続きを行ってください。

２ **「支援要請」**
支援を希望されるときは、直接受託者（連絡先は裏面に記載）にお申し込みください。受付時間は平日午前９時から午後５時までです。

３ **「支援の提供」**
支援員の派遣等を行います。

４ **「負担金の納入」**
負担金が生じる方は、支援終了後に納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関や各支所で納めてください。

注意事項

１　派遣する支援員は、本事業の受託者が決定します。
２　派遣が決まった支援員が都合により、変更となる場合があります。
３　支援を受けたい日時、場所等が決まりましたら、受託者へご連絡ください。支援日時、場所等は受託者と協議して決定いたします。
４　決定した支援日時、場所等は原則として変更できません。やむを得ない事情により変更を要する場合には、受託者へご連絡ください。なお、変更できない場合があります。依頼内容によっては、家庭生活支援員の調整がつかずご希望に添えない場合があります。あらかじめご承知おきください。
５　対象家庭として登録された場合は、受託者に対し、支援を受ける方の情報（登録された内容）のうち支援に必要なもの（氏名、住所、電話番号等）を提供することとなります。
６　次の場合には届出が必要です。子育て助成課までご連絡ください。
⑴　住所や同居家族の状況など、登録の内容に変更があったとき
⑵　婚姻等により、ひとり親家庭でなくなったとき
⑶　登録を抹消したいとき
※その他にも届出が必要な場合があります。
７　利用世帯が、支援員の所有物を破損・汚損等した場合は、利用世帯の責任において弁償していただきます。
８　支援の時間帯を変更した場合は、次のとおり取り扱います。
⑴　変更前と変更後の時間が連続している
（例．１８時までの支援を２０時に延長）　⇒　活動報告書に変更内容を記入。
⑵　変更前と変更後の時間が連続していない
（例．９時から１７時までの支援を１日追加）⇒　追加分についてあらためて「派遣等要請書」を提出。

≪子育て支援について≫
子育て支援における児童の送迎は、利用者が行ってください。支援員宅への経路等は、事前に双方でご相談ください。

≪実費負担について≫
支援の際にかかる実費は利用者負担となります。

◎　支援を利用したいときは　◎

特定非営利活動法人　旭川ＮＰＯサポートセンター
ＴＥＬ　０１６６－７４－５３８０
ＦＡＸ　０１６６－７４－５３８０
住　所　旭川市東光１１条２丁目２－９

◎　登録の手続き、お問い合わせは　◎

旭川市役所　子育て助成課
ＴＥＬ　０１６６－２５－９１０７
ＦＡＸ　０１６６－２６－５７２２
E-mail　kosodatejosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

住　所　旭川市７条通９丁目
旭川市役所　総合庁舎３階

［お問い合わせ先］
旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課
住所：〒070-8525
旭川市７条通９丁目　総合庁舎３階
電話：0166-25-9107